



栃木県公報

令和6(2024)年
12月27日(金)
号外
第74号

目次

規則

- 栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部改正…………… 1
- 宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則の一部改正…………… 31

規則

栃木県規則第55号

栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年12月27日

栃木県知事 福田 富一

栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（平成11年栃木県規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例施行規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p><u>第1条</u> この規則は、<u>栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例</u>（平成10年栃木県条例第37号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(条例第2条第1号の規則で定める堆積)</u></p> <p><u>第1条の2</u> 条例第2条第1号の規則で定める<u>堆積</u>は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第16条第1項に規定する汚染土壌を同法第17条に規定する運搬に関する基準に従い保管する場合における当該汚染土壌の<u>堆積</u></p> <p>(2) 汚染された土砂等を処理し、又は積替えのために一時的に保管する施設で知事が指定するものにおいて行う土砂等の<u>堆積</u></p> <p>2 略</p> <p>(安全基準)</p> <p><u>第2条</u> 条例第7条第1項の安全基準は、<u>別表</u></p>	<p><u>栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p><u>第1条</u> この規則は、<u>栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例</u>（平成10年栃木県条例第37号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(条例第2条第1号の規則で定めるたい積)</u></p> <p><u>第1条の2</u> 条例第2条第1号の規則で定める<u>たい積</u>は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第16条第1項に規定する汚染土壌を同法第17条に規定する運搬に関する基準に従い保管する場合における当該汚染土壌の<u>たい積</u></p> <p>(2) 汚染された土砂等を処理し、又は積替えのために一時的に保管する施設で知事が指定するものにおいて行う土砂等の<u>たい積</u></p> <p>2 略</p> <p>(安全基準)</p> <p><u>第2条</u> 条例第7条第1項の安全基準は、<u>別表第1</u></p>

の項目の欄に掲げる項目に応じ、当該基準値の欄に定めるとおりとする。

- 2 前項の安全基準に適合しているかどうかは、別表の項目の欄に掲げる項目ごとに、当該項目に係る土砂等の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において試料を採取し、それぞれ同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した測定値により判断するものとする。

(特定事業の届出)

第2条の2 条例第10条第1項の規定により届出をしようとする者は、特定事業届(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1) 届出者の住民票の写し又は個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)の写し(法人にあっては、登記事項証明書)

(2) 特定事業場の位置図及び付近の見取図

(3) 特定事業場の平面図及び断面図(特定事業の施工の前後の構造が確認できるものに限る。)

(4) 特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し

(5) 特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書

(6) 特定事業場の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置に関する計画書(別記様式第2号)

(7) 特定事業が法令等に基づく許認可等を必要とする場合にあっては、当該許認可等を受けていることを証する書面又は当該許認可等の申請の状況を明らかにした書面

(8) その他知事が必要と認める書類

- 2 前項の規定にかかわらず、条例第10条第1項の届出をしようとする特定事業が他の場所への搬出を目的として土砂等の堆積を行う特定事業(以下「一時堆積事業」という。)である場合にあっては、当該届出をしようとする者は、特定事業(一時堆積事業)届(別記様式第3号)に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1) 前項第1号、第2号、第4号、第6号及び第7号に掲げる書類

(2) 特定事業場の平面図及び断面図(土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆積の構造が確認できるものに限る。)

(3) その他知事が必要と認める書類

(公共的団体の範囲)

の項目の欄に掲げる項目に応じ、当該基準値の欄に定めるとおりとする。

- 2 前項の安全基準に適合しているかどうかは、別表第1の項目の欄に掲げる項目ごとに、当該項目に係る土砂等の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において試料を採取し、それぞれ同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した測定値により判断するものとする。

(公共的団体の範囲)

名、生年月日、本籍地及び住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称及び住所並びにその代表者及び役員の名、生年月日、本籍地及び住所。第16条の2第2項第5号において同じ。）を記載した書面

(8) 申請者が法人である場合には、条例第13条第1項第1号キに規定する役員又は第5条の3第10号に規定する役員の名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面

(9) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面

(10) 申請者に次条又は第5条の3第7号に規定する使用人がある場合には、その者の名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面

(11) 特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書

(12) 土質試験等に基づく土砂等の埋立て等の構造の安定計算（以下「安定計算」という。）を行った場合にあっては、当該安定計算を記載した書面

(13) 擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の断面図及び背面図

(14) 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書

(15) 特定事業場の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置を記載した書面（別記様式第3号）

(16) 特定事業が法令等に基づく許認可等を要する行為に該当する場合にあっては、当該行為に該当することを証する書面

(17) その他知事が必要と認める書類

3 条例第11条第2項の申請書は、特定事業（一時たい積事業）許可申請書（別記様式第4号）とする。

4 条例第11条第2項の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第2項第1号、第2号、第4号、第6号から第10号まで、第15号及び第16号に掲げる書類

(2) 特定事業（一時たい積事業）区域内土地使用同意書

(3) 特定事業場の平面図及び断面図（土砂等のたい積が最大となった場合の当該たい積の構造が確認できるものに限る。）

(4) その他知事が必要と認める書類

（使用人）

第5条の2 条例第13条第1項第1号キ及びクの規則で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

- (1) 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
- (2) 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、土砂等の埋立て等に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

（条例第13条第1項第1号ケの規則で定めるもの）

第5条の3 条例第13条第1項第1号ケの規則で定めるものは、次に掲げる者とする。

- (1) 精神の機能の障害により法第2条第1項に規定する廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- (4) 法、浄化槽法（昭和58年法律第43号）、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、騒音規制法（昭和43年法律第98号）、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号）、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）若しくはこれらの法律に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- (5) 法第7条の4第1項（同項第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項若しくは法第14条の3の2第1項（同項第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項（これらの規定を法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から3年を

経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（法第7条の4第1項第3号又は法第14条の3の2第1項第3号（法第14条の6において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同程度の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この条において同じ。）であった者で当該取消しの日から3年を経過しないものを含む。）

(6) 法第7条の4若しくは法第14条の3の2（法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第7条の2第3項（法第14条の2第3項及び法第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から3年を経過しないもの

(7) 前号に規定する期間内に法第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、前号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは使用人（申請者の使用人で、本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）の代表者その他これに準ずる者で知事が別に定める使用人。以下同じ。）であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の使用人であった者で、当該届出の日から3年を経過しないもの

(8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力

団員でなくなった日から3年を経過しない者（以下この条において「暴力団員等」という。）

(9) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの

(10) 法人でその役員又はその使用人のうちに第1号から第8号までのいずれかに該当する者のあるもの

(11) 個人でその使用人のうちに第1号から第8号までのいずれかに該当する者のあるもの

(12) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

（構造上の基準）

第6条 条例第13条第1項第5号の規則で定める構造上の基準は、別表第2に定めるとおりとする。

2 条例第13条第2項第2号の規則で定める構造上の基準は、別表第3に定めるとおりとする。

（条例第13条第2項第3号ただし書の規則で定める措置）

第6条の2 条例第13条第2項第3号ただし書の規則で定める措置は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 特定事業場の出入口に施錠その他関係者以外の者が立ち入ることができないような措置

(2) その他知事が必要と認める措置

（構造上の基準に係る適用除外）

第7条 条例第13条第3項の規則で定める行為は、別表第4に掲げる行為とする。

（条例第13条第4項の規則で定める構造）

第7条の2 条例第13条第4項の規則で定める構造は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 土砂等の埋立て等の高さ（特定事業により生じたのり面の最下部（擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の上端）と最上部の高低差をいう。以下同じ。）が10メートルを超える構造（第5条第2項第12号に規定する安定計算が行われたものに限る。）

(2) 前号に掲げるもののほか、知事が別に定める構造

（変更の許可の申請等）

第8条

（変更の届出）

第8条 条例第11条第1項の規定により届出をしようとする者は、特定事業変更届（別記様式第5号）に第2条の2第1項各号又は第2項各号に掲げる書類のうち変更に係る書類を添付して、知事に提出しなければならない。

げる特定事業の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 次号に掲げる特定事業以外の特定事業 土砂等管理台帳(搬入用) (別記様式第10号)

(2) 一時堆積事業である特定事業 土砂等管理台帳(搬入用) (別記様式第10号) 及び土砂等管理台帳(搬出用) (別記様式第11号)

3 条例第17条第2項の規定による報告は、特定事業を開始した日から6月ごとに当該6月を経過した日から2週間以内(特定事業を完了し_____たときは、条例第21条第1項_____の規定による届出の時)に、特定事業状況報告書(別記様式第12号)を提出して行わなければならない。

4 特定事業が一時堆積事業である場合にあつては、条例第17条第2項の規定による報告は、前項の規定にかかわらず、特定事業を開始した日から3月ごとに当該3月を経過した日から2週間以内(特定事業を完了し_____たときは、条例第21条第1項_____の規定による届出の時)に、特定事業(一時堆積事業)状況報告書(別記様式第13号)を提出して行わなければならない。

(水質検査)

第11条 条例第18条第1項の規定による水質検査は、特定事業を開始した日から6月ごとに試料を採取し、別表に掲げる項目並びに水素イオン濃度及び浮遊物質量について、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号。以下「昭和49年告示」という。)に定める測定方法により行わなければならない。

2 特定事業が一時堆積事業である場合にあつては、条例第18条第1項の規定による水質検査は、前項の規定にかかわらず、特定事業を開始した日から3月ごとに試料を採取し、前項_____に定める測定方法により行わなければならない。

3 条例第21条第2項の規定による水質検査は、知事の指定する職員の立会いの上、知事が指定する期日に試料を採取し、第1項_____に定める測定方法により行

3 条例第17条第2項の規定による報告は、特定事業を開始した日から6月ごとに当該6月を経過した日から2週間以内(特定事業を完了し、廃止し、又は休止したときは、条例第21条第1項又は条例第22条第2項の規定による届出の時)に、特定事業状況報告書(別記様式第12号)を提出して行わなければならない。

4 特定事業が一時たい積事業である場合にあつては、条例第17条第2項の規定による報告は、前項の規定にかかわらず、特定事業を開始した日から3月ごとに当該3月を経過した日から2週間以内(特定事業を完了し、廃止し、又は休止したときは、条例第21条第1項又は条例第22条第2項の規定による届出の時)に、特定事業(一時たい積事業)状況報告書(別記様式第13号)を提出して行わなければならない。

(水質検査)

第11条 条例第18条第1項の規定による水質検査は、特定事業を開始した日から6月ごとに試料を採取し、次の各号に掲げる項目の区分に応じ、当該各号に定める方法により

_____行わなければならない。

(1) 別表第1に掲げる項目 土壌の汚染に係る環境基準について(平成3年環境庁告示第46号。以下「平成3年告示」という。)付表に定める方法により検液を作成し、当該項目ごとに環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号。以下「昭和49年告示」という。)に定める測定方法により行うこと。

(2) 水素イオン濃度及び浮遊物質量 昭和49年告示に定める測定方法により行うこと。

2 特定事業が一時たい積事業である場合にあつては、条例第18条第1項の規定による水質検査は、前項の規定にかかわらず、特定事業を開始した日から3月ごとに試料を採取し、前項各号に掲げる項目の区分に応じ、当該各号に定める方法により行わなければならない。

3 条例第18条第2項の規定による水質検査は、知事の指定する職員の立会いの上、知事が指定する期日に試料を採取し、第1項各号に掲げる項目の区分に応じ、当該各号に定める方法により行

わなければならない。

(地質検査)

第12条 条例第18条第1項の規定による地質検査は、特定事業を開始した日から6月ごとに、次に掲げる方法により行わなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 地質検査は、前号の規定により作成された試料について、それぞれ別表に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行うこと。

2 特定事業が一時堆積事業である場合にあつては、条例第18条第1項の規定による地質検査は、前項の規定にかかわらず、特定事業を開始した日から3月ごとに、前項各号に掲げる方法により行わなければならない。

3 条例第21条第2項の規定による地質検査は、知事の指定する職員の立会いの上、知事が指定する期日に、第1項各号に掲げる方法により行わなければならない。

(水質検査等の報告)

第13条 条例第18条第1項及び第21条第2項の規定による報告は、次の表の左欄に掲げる検査の区分に応じ、同表の中欄に掲げる時期に、それぞれ特定事業水質検査等報告書(別記様式第14号)に同表の右欄に掲げる書類を添付して行わなければならない。

略

(標識)

第14条 条例第20条第1項の標識は、特定事業が施工されている間、掲示しなければならない。

2 条例第20条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 特定事業届出年月日

(2)・(3) 略

(4) 特定事業の届出者の氏名、住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)及び電話番号

(5)～(8) 略

(9) 特定事業に使用される土砂等の採取場所及び搬入予定量(一時堆積事業にあつては、土砂等の年間の搬入予定量及び搬出予定量)

(10) 略

(車両への表示)

第14条の2 条例第20条の2の規定による車両への表示は、識別しやすい色の文字で表示するものと

わなければならない。

(地質検査)

第12条 条例第18条第1項ただし書の規定による地質検査は、特定事業を開始した日から6月ごとに、次に掲げる方法により行わなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 地質検査は、前号の規定により作成された試料について、それぞれ別表第1に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行うこと。

2 特定事業が一時たい積事業である場合にあつては、条例第18条第1項ただし書の規定による地質検査は、前項の規定にかかわらず、特定事業を開始した日から3月ごとに、前項各号に掲げる方法により行わなければならない。

3 条例第18条第2項の規定による地質検査は、知事の指定する職員の立会いの上、知事が指定する期日に、第1項各号に掲げる方法により行わなければならない。

(水質検査等の報告)

第13条 条例第18条第3項の規定による報告は、次の表の左欄に掲げる検査の区分に応じ、同表の中欄に掲げる時期に、それぞれ特定事業水質検査等報告書(別記様式第14号)に同表の右欄に掲げる書類を添付して行わなければならない。

略

(標識)

第14条 条例第20条第1項の規定による標識の掲示は、特定事業が施工されている間、土砂等の埋立て等に関する標識(別記様式第15号)により行わなければならない。

2 条例第20条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 許可年月日及びその番号

(2)・(3) 略

(4) 特定事業を行う者の氏名、住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)及び電話番号

(5)～(8) 略

(9) 特定事業に使用される土砂等の採取場所及び搬入予定量(一時たい積事業にあつては、土砂等の年間の搬入予定量及び搬出予定量)

(10) 略

(車両への表示)

第14条の2 条例第20条の2の規定による車両への表示は、識別しやすい色の文字で表示するものと

及び住所を記載した書面

(7) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面

(8) 申請者に第5条の2又は第5条の3第7号に規定する使用人がある場合には、その者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面

(9) その他知事が必要と認める書類

(相続の届出)

第17条 条例第23条第2項の規定による届出は、特定事業相続届（別記様式第19号）を提出して行わなければならない。

(現場管理責任者の職務)

第18条 条例第27条第1項の規則で定める現場管理責任者の職務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 略

(2) 特定事業区域から特定事業区域以外の地域へ排出される水の汚染状態を測定するために講じられた措置を保持すること。

(3) 特定事業場以外の地域へ特定事業に使用された土砂等が崩落、飛散又は流出しないように特定事業の施工を管理すること。

(4) 特定事業に伴う土壌の汚染又は災害が発生した場合に、その原因を調査し、及びその対策を講じること。

(土地所有者による特定事業の施工状況の把握)

第18条の2 条例第27条の2第1項の規定による特定事業の施工の状況の把握は、当該施工に係る特定事業場において、毎月1回以上、当該特定事業場において土壌の汚染又は災害の発生がないかどうか及びこれらのおそれがないかどうか自ら確認することにより行われなければならない。ただし、当該特定事業場において、自ら確認することが困難な事情がある場合は、他の者に確認させることにより行うことができる。

(身分を示す証明書)

第19条 条例第28条第2項に規定する証明書は、身分証明書（別記様式第20号）

_____とする。

(書類の経由)

第20条 宇都宮市の区域以外の区域に特定事業区域が存する場合における条例及びこの規則の規定により知事に提出する書類（第3条第2項の規定に

(現場管理責任者の職務)

第18条 条例第27条第1項の規則で定める現場管理責任者の職務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 略

(2) 特定事業に係る土壌の汚染があった_____場合に、その原因を調査し、及びその対策を講じること。

(身分を示す証明書)

第19条 条例第28条第2項に規定する証明書は、立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則（令和4年栃木県規則第10号）別記様式によるものとする。

第20条 略

より提出する公共的団体認定申請書を除く。）
は、当該特定事業区域の所在地を管轄する環境森
林事務所長又は環境管理事務所長を経由して提出
しなければならない。

第21条 略

別表第2から別表第4までを削り、別表第1備考1中「平成3年告示」を「土壌の汚染に係る環境基準につ
いて（平成3年環境庁告示第46号）」に改め、同表を別表とする。

別記様式第1号を次のように改める。

別記様式第1号(第2条の2関係)

(表)

特定事業届

年 月 日

栃木県知事様
(栃木県環境森林事務所長様
栃木県環境管理事務所長様)

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
届出者氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例第10条第1項の規定により、関係書類を添付して次のとおり届け出ます。

特定事業場の位置及び面積	地番	特定事業場の面積 (実測) m ² うち特定事業区域の面積 (実測) m ²
特定事業に供する施設の設置計画・・・別添のとおり		
特定事業の目的		
特定事業の施工を管理する事務所の所在地	(電話番号)	
現場管理責任者の氏名		
特定事業に使用される土砂等の量	土砂等の量 m ³	
特定事業の期間	年 月 日～ 年 月 日	
特定事業が完了した場合の特定事業区域の構造・・・別添図面 のとおり		
特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画・・・別紙 のとおり		

(裏)

添 付 書 類	1 届出者の住民票の写し又は個人番号カードの写し（法人にあっては、登記事項証明書）
	2 特定事業場の位置を示す縮尺 1 万分の 1 以上の図面並びに特定事業場及びその周辺の状況を示す見取図
	3 特定事業場の平面図及び断面図（特定事業の施工の前後の構造が確認できるものに限る。）
	4 特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し
	5 特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書
	6 特定事業場の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置に関する計画書
	7 特定事業が法令等に基づく許認可等を必要とする場合にあっては、当該許認可等を受けていることを証する書面又は当該許認可等の申請の状況を明らかにした書面
	8 その他

別記様式第1号の2から別記様式第2号までを削る。

別記様式第3号中「(第5条関係)」を「(第2条の2関係)」に、「特定事業場の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置」を「特定事業場の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置に関する計画書」に改め、同様式を別記様式第2号とし、同様式の次に次の2様式を加える。

別記様式第3号(第2条の2関係)

(表)

特定事業(一時堆積事業)届

年 月 日

栃木県知事様
(栃木県環境森林事務所長様
栃木県環境管理事務所長様)

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
届出者氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例第10条第1項の規定により、関係書類を添付して次のとおり届け出ます。

特定事業場の位置及び面積	地番	特定事業場の面積 (実測) m ² うち特定事業区域の面積 (実測) m ²	
特定事業に供する施設の設置計画・・・別添のとおり			
特定事業の目的			
特定事業の施工を管理する事務所の所在地	(電話番号)		
現場管理責任者の氏名			
特定事業に使用される土砂等の年間の搬入予定量及び搬出予定量	年間の搬入予定量	m ³	1日平均 m ³
	年間の搬出予定量	m ³	1日平均 m ³
特定事業の期間	年 月 日～ 年 月 日		
特定事業に供する施設及び土砂等の堆積の構造・・・別添図面 のとおり			

(裏)

添 付 書 類	<ol style="list-style-type: none">1 届出者の住民票の写し又は個人番号カードの写し（法人にあつては、登記事項証明書）2 特定事業場の位置を示す縮尺 1 万分の 1 以上の図面並びに特定事業場及びその周辺の状況を示す見取図3 特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し4 特定事業場の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置に関する計画書5 特定事業が法令等に基づく許認可等を必要とする場合にあつては、当該許認可等を受けていることを証する書面又は当該許認可等の申請の状況を明らかにした書面6 特定事業場の平面図及び断面図（土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆積の構造が確認できるものに限る。）7 その他
------------------	---

別記様式第4号(第3条関係)

公共的団体認定申請書

年 月 日

栃木県知事様

主たる事務所の所在地
申請者 名称及び代表者の氏名
電話番号

栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例施行規則第3条第2項の規定により、公共的団体の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

1 申請者の資本金、基本金その他これらに準ずるものの出資総額及び出資者のうち地方公共団体別の出資金額

(1) 出資総額 千円(年 月 日現在)

(2) 地方公共団体別出資金額

地方公共団体名	出資金額
	千円
	千円
	千円
合計	千円

2 土砂等の埋立て等に係る事業の実績

3 添付書類

(1) 定款又は寄附行為

(2) 登記事項証明書

(3) 事業報告書、損益計算書及び貸借対照表

別記様式第5号から別記様式第7号までを次のように改める。

別記様式第5号(第8条関係)

(表)

特定事業変更届

年 月 日

栃木県知事様
(栃木県 環境森林事務所長
 栃木県 環境管理事務所長)

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
届出者 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

年 月 日付けで届け出た特定事業の計画について変更したいので、栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例第11条第1項の規定により、関係書類を添付して次のとおり届け出ます。

	変更後	変更前
変更する事項 の内容		
変更の理由		

(裏)

添 付 書 類	次に掲げる書類のうち添付してある書類について、○印を付すること。
	1 特定事業場の位置を示す縮尺1万分の1以上の図面並びに特定事業場及びその周辺の状況を示す見取図
	2 特定事業場の平面図及び断面図（特定事業の施工の前後の構造が確認できるものに限り、一時堆積事業にあっては、土砂等の堆積が最大となった場合の構造が確認できるものに限る。）
	3 特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し
	4 特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書
	5 特定事業場の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置に関する計画書
	6 特定事業が法令等に基づく許認可等を必要とする場合にあっては、当該許認可等を受けていることを証する書面又は当該許認可等の申請の状況を明らかにした書面
7 その他	

別記様式第6号(第8条関係)

特定事業軽微変更届

年 月 日

栃 木 県 知 事 様
〔 栃木県 環境森林事務所長
 栃木県 環境管理事務所長 〕

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
届出者 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

年 月 日付で届け出た特定事業の計画について変更したので、栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例第11条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

変 更 事 項	
変 更 後	
変 更 前	
変 更 年 月 日	

備考 氏名又は住所の変更の場合にあつては住民票の写し又は個人番号カードの写しを、法人の名称、代表者又は主たる事務所の所在地の変更の場合にあつては登記事項証明書を添付すること。

別記様式第7号(第9条関係)

土砂等搬入届

年 月 日

栃木県知事様
〔栃木県 環境森林事務所長
栃木県 環境管理事務所長〕住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
届出者 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

年 月 日付けで届け出た特定事業について土砂等を搬入したいので、栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例第16条の規定により、関係書類を添付して次のとおり届け出ます。

土砂等の採取場所	
地質検査の試料を採取した地点を明らかにした土砂等の採取場所の位置図及び土砂等の採取場所の現場写真・・・別添のとおり	
土砂等の採取場所の工事名等	
地質検査の試料の採取状況・・・別添のとおり	
地質検査の結果・・・別添のとおり	
土砂等の安全基準適合性の有無	
土砂等の搬入予定量	m ³ うち今回の搬入量 m ³
土砂等の搬入期間	年 月 日～ 年 月 日
土砂等の運搬事業者名	

別記様式第10号及び別記様式第11号を次のように改める。

別記様式第10号 (第10条関係)

土砂等管理台帳(搬入用) (年月分)

特定事業届出者名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	特定事業届出年月日 (特定事業の期間)	特定事業場の位置 (特定事業区域の面積)	特定事業に使用される土砂等の量 (一時堆積事業にあっては、土砂等の年間の搬入予定量) (m ³)	現場管理責任者 氏名
	年 月 日 (年 月 日～ 年 月 日)	(m ²)		

土砂等の採取場所 (一時堆積場)	土砂等の採取場所の事業者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	土砂等の採取場所に係る 工事等の内容	土砂等の採取場所に係る 工事等の責任者の氏名

日 付	土砂等の1日当たりの搬入量 (m ³)	備 考
前月までの 累 計		
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		
31		
計		
累 計		

備考

- この土砂等管理台帳(搬入用)は、採取場所ごとに作成すること。
- 備考の欄には、土砂等搬入届出年月日を記入すること。
- 各欄に記入しきれない場合は、この様式に準じて別紙に記入し、添付すること。

別記様式第11号 (第10条関係)

土砂等管理台帳(搬出用) (年月分)

特定事業届出者名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	特定事業届出年月日 (特定事業の期間)	特定事業場の位置 (特定事業区域の面積)	特定事業に使用される土砂等の年間の搬出予定量 (m ³)	現場管理責任者氏名
	年月日 (年月日～年月日)	(m ²)		

日付	搬出先・土砂等の1日当たりの搬出量 (m ³)				備考
	搬出先	搬出先	搬出先	計	
前月までの累計					
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
計					
累計					

備考 各欄に記入しきれない場合は、この様式に準じて別紙に記入し、添付すること。

別記様式第12号中「栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」を「栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例」に、「特定事業の許可」を「特定事業届出年月日」に改め、「栃木県指令 第 号」を削る。

別記様式第13号を次のように改める。

別記様式第14号中「栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第18条第3項」を「栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例第18条第1項（第21条第2項）」に、「特定事業の許可」を「特定事業届出年月日」に改め、「栃木県指令 第 号」を削る。

別記様式第15号を削る。

別記様式第16号中「栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」を「栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例」に、「特定事業の許可」を「特定事業届出年月日」に改め、「栃木県指令 第 号」を削り、同様式を別記様式第15号とする。

別記様式第17号から別記様式第20号までを削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例（令和6年栃木県条例第46号。以下「改正条例」という。）の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に改正条例による改正後の栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例（平成10年栃木県条例第37号）第10条第1項の規定により届出がされた特定事業（改正条例による改正後の栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例第2条第2号に規定する特定事業をいう。）について適用し、同日前に改正条例による改正前の栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第10条の規定により許可を受けた特定事業（改正条例による改正前の栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第2条第2号に規定する特定事業をいう。）については、なお従前の例による。

(栃木県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正)

- 3 栃木県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成19年栃木県規則第34号）別表第1から別表第3までの規定中「栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」を「栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例」に改める。

(立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則の一部改正)

- 4 立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則（令和4年栃木県規則第10号）第1項中第24号を削り、第25号を第24号とし、第26号から第32号までを1号ずつ繰り上げる。

(資源循環推進課)

栃木県規則第56号

宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年12月27日

栃木県知事 福 田 富 一

宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則の一部を改正する規則

宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（昭和41年栃木県規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(趣旨) 第1条 この規則は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下「政令」という。）及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号。以下「省令」という。）	(趣旨) 第1条 この規則は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「新法」という。）、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下「新政令」という。）及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号。以下「新省令」という。）並びに宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法

_____の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(以下「旧法」という。)、宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和4年政令第393号)第1条の規定による改正前の宅地造成等規制法施行令(以下「旧政令」という。)及び宅地造成等規制法施行規則及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和5年農林水産省、国土交通省令第3号)第1条の規定による改正前の宅地造成等規制法施行規則(以下「旧省令」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(法人の申請、届出及び報告)

第2条 申請者が法人である場合は、その名称、事務所の所在地及び代表者の氏名を、その申請書、届出書又は報告書に記載しなければならない。

(設計者の資格の明記等)

第3条 旧法第8条第1項本文又は第12条第1項の許可を受けようとする者は、その者の行おうとする工事が旧政令第16条の工事である場合には、旧政令第17条各号に掲げる資格を有する者の設計である旨をその者が提出する許可申請書に明記しなければならない。この場合において、当該工事の現場管理者の住所及び氏名もあわせて明記しなければならない。ただし、許可申請書の提出時において現場管理者が定まっていない場合には、当該工事に着手するまでに現場管理者設定届(別記様式第1号)を知事に提出しなければならない。

(擁壁の代替措置)

第4条 旧政令第15条第1項の規定により、河川、池沼、公園、広場その他これに類する場所で災害防止上支障がないものに接するがけについては、石積み、編柵その他知事が災害防止上支障がないと認めるものの設置をもって、旧政令第6条の規定による擁壁の設置に代えることができる。

(工事現場における表示等)

第5条 旧法第8条第1項又は第12条第1項の規定により知事の許可を受けた造成主は、当該許可を受けた旨を別記様式第2号の様式により、当該工事現場の見やすい場所に表示し、当該工事に係る設計図書を当該工事現場に備えておかなければならない。

(工事の施行状況の資料)

第6条 旧法第8条第1項又は第12条第1項の規定により知事の許可を受けたその工事の施行者は、当該工事の施行状況について、構造、耐力その他重要な事項を明らかにした写真等の資料を作成し

(身分証明書の様式)

第2条 法第7条第1項(法第24条第2項及び第43条第2項において準用する場合を含む。)及び第2項に規定する身分を示す証明書

の様式は、立入検査等の際に携帯する職員
の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則
(令和4年栃木県規則第10号)別記様式による。

(許可の申請)

第3条 法第12条第1項又は第30条第1項の許可を受けようとする者は、当該許可に係る工事の施行区域を工区に分けたときは、省令第7条第1項第1号若しくは第2項第1号又は第63条第1項第1号若しくは第2項第1号の規定により提出する図面に当該工区の位置、区域及び規模を明示しなければならない。

(設計者の資格を証する書類の様式)

第4条 省令第7条第1項第5号に規定する設計者の資格を証する書類の様式は、別記様式第1号とする。

(同意書の様式)

第5条 法第12条第2項第4号又は第30条第2項第4号の規定に基づく同意を得たことを証する書類の様式は、別記様式第2号とする。

(住民への周知措置を講じたことを証する書類の様式)

第6条 法第11条又は第29条の規定に基づく措置を講じたことを証する書類の様式は、別記様式第3号とする。

(許可申請書の添付書類)

第7条 省令第7条第1項第12号若しくは第2項第10号又は第63条第1項第2号若しくは第2項第2号の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 法第12条第2項第2号又は第30条第2項第2号に規定する工事主の資力及び信用に関する申告書(別記様式第4号)
- (2) 法第12条第2項第3号又は第30条第2項第3号に規定する工事施行者の能力に関する申告書(別記様式第5号)
- (3) その他知事が必要と認める書類

(工事の着手の届出)

第8条 法第12条第1項又は第30条第1項の許可を

ておかなければならない。

(身分証明書の様式)

第7条 新法第5条第1項及び第6条第1項並びに旧法第4条第1項、第5条第1項及び第18条第1項の規定に基づいて、知事の命じた者又は委任した者が土地の立入り等の実施に際して携帯する身分証明書の様式は、立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則(令和4年栃木県規則第10号)別記様式による。

受けた者は、当該許可に係る工事に着手したときは、速やかに、工事着手届出書（別記様式第6号）により、その旨を知事に届け出なければならない。

（工事の中止等の届出）

第9条 法第12条第1項又は第30条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事を中止し、若しくは廃止しようとするとき、又は中止した工事を再開しようとするときは、速やかに、工事中止（廃止、再開）届出書（別記様式第7号）により、その旨を知事に届け出なければならない。

（擁壁の代替措置）

第10条 政令第20条第1項（政令第30条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、災害の防止上支障がないと認められる土地においては、知事が災害の防止上必要と認める措置をもって、政令第8条（政令第30条第1項において準用する場合を含む。）の規定による擁壁の設置に代えることができる。

（軽微な変更の届出）

第11条 法第16条第2項又は第35条第2項の規定による届出は、軽微な変更の届出書（別記様式第8号）により行うものとする。

（完了検査の申請）

第12条 法第17条第1項又は第36条第1項の規定により検査を申請しようとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の施行区域を工区に分けたときは、当該工区ごとに検査の申請を行わなければならない。

（中間検査の申請）

第13条 法第18条第1項又は第37条第1項の規定により検査を申請しようとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の施行区域を工区に分けたときは、当該工区ごとに検査の申請を行わなければならない。

（定期の報告）

第14条 法第19条第1項又は第38条第1項の規定による報告は、定期報告書（別記様式第9号）により行うものとする。

（証明書の交付の申請）

第15条 省令第88条の規定により証明書の交付を求めようとする者は、適合証明願（別記様式第10号）2部を知事に提出しなければならない。

<p><u>(委任)</u> 第16条 この規則に定めるもののほか、<u>法、政令及び省令の施行に関し</u> _____必要な事項は、知事が別に定める。</p>	<p><u>(実施規定)</u> 第 8条 この規則に定めるもののほか、<u>新法、新政法及び新省令並びに旧法、旧政令及び旧省令を実施するために必要な事項は、知事が別に定める。</u></p>
--	---

別記様式第 1 号及び別記様式第 2 号を次のように改める。

別記様式第1号(第4条関係)

設計者の設計資格に関する申告書

年 月 日

栃木県知事 様

設計者 住 所
氏 名
生年月日 年 月 日生

宅地造成及び特定盛土等規制法第13条第2項又は第31条第2項に規定する設計資格について、次のとおり申告します。

1 法令による資格を有する場合				
資 格 内 容			取得年月日	登録又は合格番号
<input type="checkbox"/> 技術士 (部門) <input type="checkbox"/> 1級建築士				
2 学歴を有する場合				
学 歴	学 校 名	学部科名	所 在 地	修業年限
実 務 経 歴	勤 務 先	所 在 地	職 名	在職期間(合計 年 月)
				年 月から 年 月まで
3 都市計画法施行規則第19条第1号トに規定する講習を修了した場合				
実 務 経 歴	勤 務 先	所 在 地	職 名	在職期間(合計 年 月)
				年 月から 年 月まで

- 注 1 該当する□の中にレ印を付してください。
 2 学歴欄は、設計資格に関係ある学歴を記入してください。
 3 以下の書類のうち資格内容に該当するものを添付してください。
 (1) 資格証明書
 (2) 卒業証明書
 (3) 大学院等の在学期間の証明書
 (4) 設計者資格講習修了証明書

付表

権利者一覧表

土地の所在地及び地番	権利者の氏名 又は名称	面積 (㎡)	権利の種別	登記簿地目	摘要
計					

注 1 権利の種別欄は、所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利の別を記入してください。

2 共有地等同一の土地に権利者が2人以上いる場合は、摘要欄にその旨を記入してください。また、() 書きで持分も記入してください。

3 添付書類

(1) 土地の登記事項証明書

(2) 印鑑証明書

別記様式第2号の次に次の8様式を加える。

別記様式第3号(第6条関係)

周知措置報告書

年 月 日

栃木県知事 様

工事主 住所
氏名

(法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

宅地造成及び特定盛土等規制法第11条又は第29条の規定による工事の内容を周知させるための措置について、次のとおり報告します。

工事をする土地の所在地及び地番	
周知の方法	<input type="checkbox"/> 説明会の開催 <input type="checkbox"/> 書面の配布 <input type="checkbox"/> 工事内容の掲示及びインターネットを利用した閲覧
周知期間 (説明会開催日時)	年 月 日から 年 月 日まで (年 月 日() 時 分から 時 分まで)
説明会開催場所	名称 所在地
説明会参加者数	
配布範囲・掲示場所	
住民からの意見等	

注 1 該当する□の中にレ印を付してください。

2 添付書類

(1) 説明会を開催した場合

- ア 開催の周知範囲の位置図
- イ 開催案内及び結果資料(説明会資料等)

(2) 書面を配布した場合

- ア 配布範囲の位置図
- イ 配布書面

(3) 工事内容の掲示及びインターネットを利用した閲覧を実施した場合

- ア 掲示場所の位置図
- イ 掲示状況の写真
- ウ 工事内容を掲載したウェブサイトのアドレス及び掲載内容がわかるもの

別記様式第4号(第7条関係)

工事主の資力及び信用に関する申告書

年 月 日

栃木県知事 様

工事主 住所
氏名(法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第2項第2号又は第30条第2項第2号に規定する工事主の資力及び信用について、次のとおり申告します。

設立年月日	年 月 日	資本金	千円			
法令による登録等						
従業員数						
前年度売上高・収入	千円	純資産額	千円			
前年度納税額	法人税又は所得税 千円					
主たる取引金融機関						
役員略歴	職名	氏名	年齢	在社年数	資格、免許、学歴、その他	
			歳	年		
			歳	年		
			歳	年		
			歳	年		
宅地造成等経歴	工事名	工事施行者名	工事施行場所	面積	許認可番号 年月日	着工、完了 年月

- 注 1 工事主が個人である場合は、関連する項目のみ記載してください。
- 2 法令による登録等欄は、建設業法による建設業者登録、建築士法による建築士事務所登録、宅地建物取引業法による免許等について記入してください。
- 3 添付書類
- (1) 法人税又は所得税の納税証明書
 - (2) 財務諸表等(直前事業年度のもの)
 - (3) 業務経歴書(法人の場合のみ)
 - (4) 資力及び信用に関する誓約書

別記様式第5号(第7条関係)

工事施行者の能力に関する申告書

年 月 日

栃木県知事 様

工事施行者 住所
氏名

(法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第2項第3号又は第30条第2項第3号に規定する工事施行者の能力について、次のとおり申告します。

設 立 年 月 日	年 月 日	資本金	千円			
法令による登録等						
従 業 員 数	事 務	技 術	労 務	計		
	人	人	人	人		
前 年 度 納 税 額	法人税又は所得税	千円	事業税	千円		
主たる取引金融機関						
建設業法第26条による主任技術者等住所氏名						
技 術 者 略 歴	職 名	氏 名	年 齢	在社年数	資格、免許、学歴、その他	
			歳	年		
			歳	年		
			歳	年		
宅 地 造 成 工 事 等 施 行 経 歴	注 文 主 名	元 請 下 請 別	工事施行場所	面積	許 認 可 日 年 月 日	完了年月

- 注 1 工事施行者が個人である場合は、関連する項目のみ記載してください。
- 2 法令による登録等欄は、建設業法による建設業者登録、建築士法による建築士事務所登録等について記入してください。
- 3 添付書類
- (1) 法人税又は所得税の納税証明書
 - (2) 法人の登記事項証明書(個人の場合は履歴書)
 - (3) 事業経歴書

別記様式第6号 (第8条関係)

工事着手届出書

年 月 日

栃木県知事 様

届出者 住所
氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

許可年月日・番号	年 月 日 第 号
工事着手年月日	
工事 施行 者	住所・氏名 〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕
	連絡場所 事務所 所在地 電話
現場 の 管理 者	氏 名
	連絡場所 事務所 所在地 電話
	資格・免許等

別記様式第7号(第9条関係)

工事中止(廃止、再開)届出書

年 月 日

栃木県知事 様

届出者 住所
氏名

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第9条の規定により、次のとおり届け出ます。

許可年月日・番号	年 月 日 第 号
工事進捗状況	
中止、廃止、再開の 予定年月日	年 月 日
理由	
災害防止等の措置	

- 注 1 中止、廃止、再開のいずれかを○で囲んでください。
2 工事の中止期間においても宅地造成及び特定盛土等規制法第19条第1項又は第38条第1項の規定による報告は必要です。
3 添付書類
(1) 現況写真
(2) 災害防止計画書

別記様式第8号(第11条関係)

軽微な変更の届出書

年 月 日

栃木県知事 様

届出者 住所
氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第2項又は第35条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可年月日・番号	年 月 日 第 号
軽微な変更の内容	
変更の理由	

注 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所を変更する場合は、変更した内容を確認することができる書類(住民票の写し、登記事項証明書等)を添付してください。

別記様式第9号(第14条関係)

定期報告書

年 月 日

栃木県知事 様

工事主 住 所
氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

宅地造成及び特定盛土等規制法第19条第1項又は第38条第1項の規定により、次のとおり報告します。

共通	1 工事を行っている土地の所在地及び地番				
	2 許可年月日・番号	年 月 日 第 号			
	3 報告年月日	第1回目 年 月 日	第2回目 年 月 日	第3回目 年 月 日	第4回目 年 月 日
宅地造成又は特定盛土等	4 報告の時点における盛土又は切土の高さ(m)				
	5 報告の時点における盛土又は切土の面積(m ²)				
	6 報告の時点における盛土又は切土の土量(m ³)				
	7 報告の時点における擁壁等に関する工事の施行状況				
土石の堆積	8 報告の時点における土石の堆積の高さ(m)				
	9 報告の時点における土石の堆積の面積(m ²)				
	10 報告の時点における堆積されている土石の土量(m ³)				
	11 前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量(m ³)				

- 注 1 第5回目以降の報告を行う場合は、表を追加等して使用してください。
- 2 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について報告を行う場合は1欄から7欄までを、土石の堆積に関する工事について報告を行う場合には1欄から3欄まで及び8欄から11欄までを記入してください。
- 3 報告の時点における盛土若しくは切土又は土石の堆積をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付してください。

別記様式第10号 (第15条関係)

適合証明願

年 月 日

栃木県知事 様

申請者 住所
氏名〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第88条の規定により、次のことについて宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に適合している旨の証明を願います。

敷地の所在 及び地番				
規制区域の種別	<input type="checkbox"/> 宅地造成等工事規制区域 <input type="checkbox"/> 特定盛土等規制区域			
宅地造成及び特定盛土 等規制法の許可年月 日・番号	年 月 日 第 号 ()		年 月 日 第 号 ()	
建築等の計画の概要	用途		敷地面積	m ²
	工事の種別		建築面積	m ²
その他必要事項				
※				

- 注 1 該当する□の中にレ印を付してください。
2 ※の欄は、記入しないでください。

附 則

この規則は、宅地造成及び特定盛土等規制法第32条の規定に基づく特定盛土等又は土石の堆積の規模を定める条例（令和6年栃木県条例第40号）の施行の日から施行する。

（都市政策課）